

新潟市教育ネットワーク基盤
ハウジングスペース賃貸借仕様書

令和2年8月

新潟市教育委員会学務課

目次

1. 業務の名称.....	1
2. 委託期間.....	1
3. 契約形態及び支払.....	1
4. 業務の目的.....	1
5. 業務の範囲および内容.....	1
5.1. ハウジングスペースの提供.....	1
5.2. ラック仕様.....	1
5.3. ラック数.....	1
5.4. 供給電源容量.....	1
5.5. 機器等の監視.....	1
5.6. 通信回線の敷設.....	2
5.7. その他.....	2
6. 仕様.....	2
6.1. 設置場所.....	2
6.2. 災害対策.....	2
6.3. 電源対策.....	2
6.4. 空調対策.....	3
6.5. 防火対策.....	3
6.6. セキュリティ対策.....	3
7. 障害対応.....	3
7.1. データセンター設備を原因とする障害対応.....	3
7.2. 本市の設備を原因とする障害対応.....	3
8. 成果物.....	4
8.1. 成果物の種類および納期等.....	4
8.2. 納品形態および部数.....	4
8.3. 納入場所.....	4
9. 留意事項.....	4
9.1. 業務遂行.....	4
9.2. 法令等の順守.....	4
9.3. 機密性の順守.....	4
9.4. 著作権の取り扱い.....	5
9.5. 検査監督権.....	5
9.6. 成果検査.....	5
9.7. 瑕疵担保責任.....	5
9.8. 賃借料の支払い.....	5
9.9. 提言・助言.....	5

9.10.	疑義の解釈	6
9.11.	業務評価の特記仕様	6

1. 業務の名称

新潟市教育ネットワーク基盤ハウジングスペース賃貸借（以下「本業務」という。）

2. 委託期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで（60か月）

3. 契約形態及び支払

本契約は、月額賃貸借金額を定めて、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借開始までの期間は、受注者の準備期間とし、支払いについては、令和2年10月実績分から発生するものとする。

なお、詳細は「新潟市教育ネットワーク基盤ハウジングスペース賃貸借」（以下「契約書」という。）で定める。

4. 業務の目的

新潟市教育ネットワーク基盤および統合型校務システムの新規導入にあたり、システムを構成するハードウェア（サーバ機、ネットワーク機器、ストレージ装置など）や通信回線を集約するデータセンターを賃貸借する。

5. 業務の範囲および内容

5.1. ハウジングスペースの提供

本仕様書「6.仕様」に示す要件を満たした、データセンターにおいて次の示すハウジングスペースを提供すること。

5.2. ラック仕様

EIA規格準拠 19インチラック 39U以上 奥行1000mmの筐体が搭載できること。

5.3. ラック数

2本

5.4. 供給電源容量

想定必要電源：ラック2本合計 10,000W 11.1KVA

① 7,000W 7.7KVA（力率90%）

② 3,000W 3.3KVA（力率90%）

5.5. 機器等の監視

1日1回以上、本市が賃借するサーバラックに搭載の機器等について、目視によるランプチェックを行うこと。なお、ランプチェックを行う時間は、本市と受注者で別途協議のうえ決定する。

また、事前に本市から示したランプの点灯状態と異なる、異常を確認した場合は、速やかに本市に通知すること。

機器等の監視結果は「時間」「確認者」「確認結果」などを記録し、毎月1回、本市に報告すること。

5.6. 通信回線の敷設

本市は、本市が賃借するサーバラックに、東北インテリジェント通信株式会社が提供する、光回線（教育ネットワーク用およびインターネット接続回線）の引き込みを行う。

受注者はサーバラックへの光回線の引き込みに関して、制限を設けてはならない。やむを得ず制限が生じる場合は、受注者の責任において、本市指定の光回線の引き込みを行うこと。

5.7. その他

賃貸借する2本のラックは隣接していること。また、今後の機器増設に備え、賃貸借するラックの隣接個所に、ラック1本分の空きスペースを確保すること。

賃貸借するラック1本あたり、2枚の棚板（合計4枚）を提供すること。

6. 仕様

6.1. 設置場所

新潟県内に設置されていること。

6.2. 災害対策

地震・水害に対する次の対策が行われていること。

- (1) 激しい地震の振動にも耐えられるように、免震構造（建物の振動を緩和する仕組み）または、耐震構造（強い振動にも耐えうる頑強な構造）を採用した建物であり、震度7程度までの耐震性を有すること。
- (2) サーバルーム（サーバラックを収容する部屋）は、建物の2階以上に設置されていること。また、水使用設備が隣室または直上階にないこと。

6.3. 電源対策

停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための次の対策を講じること。

- (1) 商用電源停止時、電源供給可能なバックアップ電源を供給できること。また、電源停止、電源供給の変動（瞬停など）がおきた場合でも、サーバ機器等に安定した電源を供給できること。
- (2) 法定点検、工事等によって電力供給が停止している間も機器類を停止することのない十分な容量の非常用無停電電源（UPS）および非常用発電機を備えていること。
- (3) 商用電源停止時に電源を供給する発電機を有すること。
- (4) 非常用無停電電源（UPS）と非常用発電機が非常時に正しく機能するよう、定期的に点検すること。

6.4. 空調対策

機器等による発熱を抑えるための次の空調を提供すること。

- (1) データセンターの構造、サーバールームの規模・発熱量、設置される機器等の使用目的・使用条件を考慮した空調設備であること。
- (2) サーバルームには、サーバールーム専用の空調設備を有していること。
- (3) 24 時間 365 日連続して空調稼働できること。
- (4) ラック外の周囲温度を適正に保ち、誤動作せず、結露の発生しない温度・湿度設定が可能であること。

6.5. 防火対策

防火対策として、次の設備を備えていること。

- (1) 火災検知・通報システムおよび消火設備を備えていること。
- (2) 電力ケーブル類を床下配線（フリーアクセスフロア）としている場合は、床下にも火災検知器を設置していること。
- (3) 消火設備はガス系消火設備であること。
- (4) 建築基準法・消防法に準拠した点検が実施されていること。

6.6. セキュリティ対策

- (1) IC カード、バイオメトリクス等の個人認証により、データセンターへの入退室を厳格に制限していること。
- (2) 入退室者の記録を採取し、保存していること。
- (3) 監視カメラ等を設置し、24 時間 365 日不法侵入等に対する監視を行うこと。
- (4) サーバ室内においては、監視カメラ等により、不審行動者を監視すること。

7. 障害対応

7.1. データセンター設備を原因とする障害対応

データセンター設備を原因として、教育ネットワーク基盤に影響を及ぼす障害が発生した場合は、速やかに復旧を行うこと。また障害復旧に時間を要する場合は、概ね 1 時間ごとに、作業の進捗状況の報告を行うこと。

障害復旧後は、障害の「発生日時」「概要」「対応状況」「原因」「対応の経緯」「再発防止策」などを記載した障害報告書を作成し、本市に説明すること。

7.2. 本市の設備を原因とする障害対応

本市の教育ネットワーク基盤は 24 時間 365 日稼働するため、サーバラックに搭載の機器等に障害が発生した場合は、発生時刻に関わらず、常に入館できる体制であること。

8. 成果物

8.1. 成果物の種類および納期等

本業務の成果物を「表1 成果物一覧」に示す。

表1 成果物一覧

作成ドキュメント	内容	納入時期
障害報告書	「7.1 データセンター設備を原因とする障害対応」に記載の報告書	障害復旧後3日以内
機器等監視報告書	「5.5. 機器等の監視」に記載の報告書	毎月1回

8.2. 納品形態および部数

電子ファイルで1部納入すること。

なお、電子データ提出時には、成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

8.3. 納入場所

新潟市が指定する場所とする。

9. 留意事項

9.1. 業務遂行

本仕様書に記載の仕様は、基本的な要求事項を定義したものであり、本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、新潟市および受注者が十分な協議を行った上で対応すること。

9.2. 法令等の順守

受注者は、本業務の履行にあたり、業務責任者の責任において、再委託先を含む受注者配下の作業従事者に対し、本書および本契約書で定める事項、関係法令および新潟市の条例、規則、要綱などを遵守・理解するよう徹底させること。

なお、新潟市で定める規程類は、新潟市のホームページの例規集および要綱集に掲載のとおりである。

URL : <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/jorei/index.html>

9.3. 機密性の順守

受注者は、新潟市の重要情報を取り扱う責任を自覚し、情報セキュリティの三原則（機密性・完全性・可用性）を理解しなければならない。

特に成果物の作成や新潟市の情報資産を扱う作業、新潟市庁舎内で作業を行う際

は、新潟市が定める情報セキュリティポリシーと同水準以上で作業を行うこと。

また、受注者は、「新潟市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人の権利および利益を侵害してはならず、本件業務の履行により知り得た本業務および関連する業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

9.4. 著作権の取り扱い

知的財産権は、新潟市との契約事項に基づき運用するものとするが、本業務における成果物の内、納品された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第 21 条から 28 条までに定める権利を含む全ての著作権は、新潟市に帰属する。成果物は、引渡し時をもって著作権を新潟市に譲渡する。

また、著作者人格権は、新潟市および新潟市が指定する者に対して一切行使できない。

9.5. 検査監督権

受注者は、新潟市から受けた、作業現場の現地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督および作業の実施に係る指示に従うこと。詳細は契約書で定める。

9.6. 成果検査

新潟市は、履行届書を受理した日から 10 日以内に、本業務の成果について検査を実施し、受注者に検査結果を通知する。

受注者は、本業務の成果が検査に合格しなかった場合は、新潟市が指定する期間内に、新潟市の指示に従って補正し、あらためて履行届書を提出すること。

なお、検査合格通知後であっても、本書と成果に著しいかい離や不一致が見られた場合は、新潟市と協議の上、受注者は無償で是正措置を実施すること。詳細は、契約書で定める。

9.7. 瑕疵担保責任

本業務の瑕疵担保期間は、検収完了後 1 年間とする。詳細は、契約書で定める。

9.8. 賃借料の支払い

受注者は、新潟市から検査結果の合格を受けた後、速やかに委託料の支払請求書を提出すること。

なお、新潟市は、支払請求書の受領日から起算して、原則として 30 日以内に委託料を支払う。

9.9. 提言・助言

受注者は、本業務を遂行するにあたり、ICT や本業務に関する専門的知識・経験、技術情報、省庁・他自治体の動向について、積極的に新潟市へ提言・助言を行うこと。

9.10. 疑義の解釈

本書及び契約書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、新潟市および受注者で協議の上、決定する。

9.11. 業務評価の特記仕様

新潟市は、本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について「**表 2 業績評価基準**」により評価し、記録を保存する。

また、受注者は、評価結果について異議を申立てることはできないものとする。なお、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ない。

表 2 業績評価基準

評価	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書の他に口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった。(契約解除など)